第3回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成29年8月25日(金) 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下 大会議室

会議に附した議案題目

日程第	1		議事録署名者の指名について
日程第	2		会期の決定について
日程第	3	報第4号	農地所有適格法人の報告等について
日程第	4	議第15号	農地法第3条の規定による権利移動の許可につい て
日程第	5	議第16号	農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申 請に意見を付する件について
日程第	6	議第17号	農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的 変更の許可申請に意見を付する件について
日程第	7	議第18号	農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見 を付する件について
日程第	8	議第19号	農用地利用集積計画の決定について

○本日会議に出席した委員(議席順)

村上真由美、谷口忠幸、丸山斉、岩本洋子、山下義隆、鴻巣明久、加藤正雄、小坂治重、黒木甚右工門、増田勝、森山護、伊藤善明、下田初秋、道上修、中田一彦、杉本彰信、洞谷由次、田口康慈

○本日会議に欠席した委員 清水直喜

○本日会議に出席した職員等

事務局長:橋本哲夫、事務局次長:林篤志、振興主事:中田義博、農地主事:小笠原茂、書記:清水信行、脇坂光生、水橋靖、山腰勝也、東野敏朗、野畑清明、木戸脇良昭、尾形博司

飛騨農林事務所農業普及課:井之本浩美、林務課長:長谷川雅樹、畜産課

長:丸山浩一、農地相談員:森本和彦

職務代理

ただいまより第3回高山市農業委員会を開催いたします。

本日は、15番清水直喜委員より欠席報告をいただいております。現在の本出席委員は、19名中18名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。

続きまして、会長より挨拶を願います。

会 長

前回の委員会の後、いろいろ話を聞かせていただいた中で、各ブロックが活動しやすい様、推進委員さんにも、会費を徴収した方がいいのではという意見がありました。後で推進委員さんがみえたら意見を聞こうと思いますが、ブロックごとに会費を徴収し、行事等で費用が発生したら事務局は各ブロックへ請求する様にした方が委員さんも都度たくさんの負担金を支払わなくてもよくなるので、各ブロック長さんはよろしくお願いします。

本日はこの後、部会、研修会、懇親会と長い会議が続きますが、 皆さんのご協力、慎重な審議をお願いしまして挨拶にかえたいと思 います。どうか宜しくお願いします。

職務代理

ありがとうございました。

それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。

会長が議長を務め、進行いただきます。

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。 議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございません

(異議なし)

議長

異議がありませんので、指名をさせていただきます。 議席番号 5番 山下委員と、7番 加藤委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定について を議題とします。

会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。

それでは議事に移ります。

日程第3 報第4号 農地所有適格法人の報告等について を 議題とします。

事務局の説明を願います。

小 笠 原 農地主事

今回は53法人のうち4法人についての報告となります。

農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、 ①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。

(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)

以上4件について報告いたします。

議長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 議第15号 農地法第3条の規定による 権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸脇書記

今回は、4件の上程です。

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあっては存続期間を説明)

(その他の説明)

3番については、現在農地取得の条件となる最低経営面積を保有 していませんが、今回の農地取得により満たすものとなります。

以上、4件、田畑12筆 7,311 m についてご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定します。

続きまして、日程第5議第16号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

 木 戸 脇

 書 記

今回は、6件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、 地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を 求める旨を説明)

(その他の説明)

2番は、営農型発電施設を設置する一時転用案件で、期間は3年間とし、ソーラーの下部において作物栽培をするもので、支柱部分が転用となります。

4番は、まちづくり条例の手続きが必要となります。

以上、6件、田畑16筆 2,728.64 m²についてご審議をお願いします。

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第6 議第17号 農地法第5条の規定による 権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇

記

書

本日は12件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、 地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を 求める旨を説明)

(その他の説明)

6番から9番は、工事用資材置場とする一時転用案件で、飛騨信 濃直流電線の工事に関連するものです。

以上、12件、田畑23筆 7,538 m²についてご審議をお願いします。

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目 的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意 見を付することに決定します。 続きまして、日程第7 議第18号 農地転用許可後の事業計画 変更の承認申請に意見を付する件について を議題といたします。 事務局の説明を願います。

木 戸 脇

今回は、1件の上程となります。

書 記

(下線表示している計画の変更内容を説明)

以上1件について、ご審議をお願いします。

議 長

ただいまの件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意 見を付する件については許可相当として意見を付することに決定 いたします。

続きまして、日程第8 議第19号 農用地利用集積計画の決定 について を議題とします。

事務局の説明を願います。

尾形書記

本日は7件の上程です。なお、当申請については農業経営基盤強 化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

(受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借の別と存続期間及び新規・更新の別を説明)

以上、田畑 12 筆 14,932 m についてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認と します。 以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意 見等ございませんか。

(発言なし)

議 長 それではこれをもちまして、第3回高山市農業委員会を閉会いた します。ありがとうございました。

午後2時20分 終了

議事録署名者

鴻巣 明久 議長

山下 義隆 委員

加藤 正雄 委員